

公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業に対する 国の支援制度の強化を求める意見書

老朽化対策が必要な公共施設等の増加が見込まれる中、今後の地方自治体においては、対策に必要な財源不足、人材不足、技術力不足といった課題への対応の必要性が指摘されている。

特に、点検や修繕等のメンテナンスサイクルを確立する上で必要となる老朽化対策予算を確保するため、財政措置の拡充が求められている。

しかしながら、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症などの影響による税収減等、地方財政の悪化が想定されるところであり、地方自治体における老朽化対策予算の確保に支障が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、地方都市を支える社会基盤の安心、安全な維持管理に向けて、今後必要となる経費を十分に強化されるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 公共施設等総合管理計画に基づく事業が確実に実施できるよう、令和3年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用期限を延長すること。
 - 2 教育施設に係る長寿命化事業について、交付税措置率のさらなる引上げを図ること。
 - 3 市町村役場機能緊急保全事業については、災害対策本部機能が被災しない環境整備が求められる一方で、庁舎に同機能を持たせる場合、庁舎整備は住民の合意形成に時間を要するため、令和2年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用期限を延長すること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛